



じもと
HOLDINGS



きらやか銀行



仙台銀行

第 7 期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月25日（火曜日）

午前10時

会場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

仙台銀行本店 9階講堂

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

第7期定時株主総会会場は仙台市となっております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき
お間違いのないようご注意ください。



書面またはインターネットによる
議決権行使の期限

2019年6月24日（月曜日）

午後5時10分まで

株式会社じもとホールディングス

証券コード：7161

じもとグループのビジョン

じもとグループは、宮城県と山形県に根ざし、
両県をつなぐ、金融機関グループです。
地元の企業を元気にする本気の「本業支援」を通じて
豊かな地域社会の実現を目指しています。



株主の皆さまへ



取締役社長 栗野 学

取締役会長 鈴木 隆

平素より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

じもとホールディングスは、おかげさまで、2018年10月に設立6周年を迎えました。宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、経済や人びとの交流の活性化を通じて魅力ある地域を創り上げることを使命とし、各種施策に取り組んでおります。

これまで、取り組んでまいりました中期経営計画が、一定の成果を上げてきた中で、2018年4月より、新たな中期経営計画をスタートいたしました。キーワードは、「顧客本位の本業支援」と「統合効果の発揮」です。

「顧客本位の本業支援」では、本業支援を真に必要としているお客さまのもとへ足を運び、寄り添い、サポートすることで、お客さまの喜びと成長を通して、地域経済の発展と地方創生に貢献してまいります。

また、「統合効果の発揮」では、グループ全体で組織・業務運営体制の更なる効率化・合理化に努め、これまで以上にシナジー効果を発揮すべく、じもとグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さま方におかれましては、今後とも、じもとグループに更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月

目次

議決権行使等についてのご案内

インターネットによる議決権行使のご案内

第7期定時株主総会招集ご通知…………… 1頁

■株主総会参考書類…………… 3頁

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

添付書類

■事業報告…………… 26頁

■連結計算書類及び個別計算書類…………… 47頁

■監査報告書…………… 53頁

■CSRへの取り組み

■株主総会会場ご案内図

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

会場受付へのご提出



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

場所 仙台銀行本店 9階講堂 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

日時 2019年6月25日(火) 午前10時(受付開始:午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合

郵送でのご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月24日(月) 午後5時10分到着分まで

インターネットでのご入力



パソコンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月24日(月) 午後5時10分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。◀

第1号議案 | 第2号議案 | 第5号議案 |

第6号議案 | 第7号議案 |

● 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

● 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第3号議案 | 第4号議案 |

● 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

● 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

● 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：2019年6月24日（月）午後5時10分まで

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



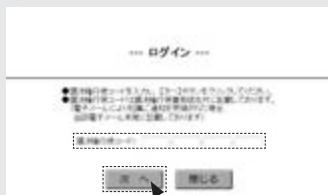
2. 下記の行使手順に従って、議決権を行使してください。

① 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と新しい「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後のものを有効な行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524**（受付時間 9：00～21：00 土・日・休日を除く）

株主各位

(証券コード 7161)

2019年6月6日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社じもとホールディングス

取締役社長 栗野 学

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、株主総会前日の営業時間終了時（2019年6月24日（月曜日）午後5時10分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

会場につきまして

- ・ 前回の定時株主総会は山形市の遊学館2階ホールで開催いたしました。今回の第7期定時株主総会につきましては、仙台市の仙台銀行本店9階講堂での開催とし、山形市のきらやか銀行本店3階大会議室を中継会場とすることにいたします。
- ・ 末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
- ・ なお、次回株主総会は山形市で開催する予定としております。

《 山形市の中継会場にご来場の株主さまへ 》

- ※ 山形市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 日 時	2019年6月25日（火曜日）午前10時
2 場 所	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 仙台銀行本店 9階講堂 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第7期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選 任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬 等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対す る業績連動型株式報酬等の額決定の件</p>

以上

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.jimoto-hd.co.jp/>)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行持株会社としての公共性に鑑み適正な内部留保の充実により財務体質の強化に努めるとともに、株主の皆さまへ安定した配当を実施することを基本方針としております。

期末配当につきましては、業績及び経営環境等を勘案いたしまして、普通株式1株につき2円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当金2円50銭を加えた普通株式の年間配当金は1株につき5円となります。

また、優先株式の期末配当金は、所定のものであります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭		
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	普通株式	1株につき 2円50銭	総額 447,146,543円
	C種優先株式	1株につき 1円28銭6厘	総額 128,600,000円
			合計 575,746,543円
(注) B種優先株式及びD種優先株式の配当につきましては、2018年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関の「優先配当年率としての資金調達コスト(2017年度)」に基づき算出しております。 なお、「優先配当年率としての資金調達コスト(2017年度)」は0.00%であり、優先株式発行要項の定めに基づき、B種優先株式及びD種優先株式の配当金はありません。			
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月26日(水)		

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する定めの新設、監査役及び監査役会に関する定め削除、ならびに取締役及び取締役会に関する定めの変更等をいたしたいと存じます。
- (2) 株主総会の運営を柔軟化するため、現行定款第25条に定める株主総会の招集権者及び議長を、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役に變更いたしたいと存じます。
- (3) 上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更など、その他所要の変更をいたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	<u>(削除)</u>
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当会社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。(以下、条文省略)</p> <p>②~③ (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当会社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。(以下、現行どおり)</p> <p>②~③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日（以下「優先中間配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>第15条～第21条 （条文省略）</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第22条 第53条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条～第24条 （条文省略）</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第25条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第28条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 種類株主総会</p> <p>第29条～第30条 （条文省略）</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日（以下「優先中間配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>第15条～第21条 （現行どおり）</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第22条 第48条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条～第24条 （現行どおり）</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第25条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第28条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 種類株主総会</p> <p>第29条～第30条 （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 取締役および取締役会 (員数) 第31条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第32条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(任期) 第33条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第34条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第6章 取締役および取締役会 (員数) 第31条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第32条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第33条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第34条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第35条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第36条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第37条 取締役会の決議は、<u>決議</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 監査役および監査役会 <u>(員数)</u></p> <p>第41条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第36条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第37条 取締役会の決議は、<u>議決</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第38条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第40条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 監査等委員会 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第42条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第43条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第44条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第45条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第46条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第42条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第43条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第47条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第48条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除および責任制限)</p> <p>第49条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)</u>の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第8章 計算 第50条～第53条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第44条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第8章 計算 第45条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役12名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、透明性と公正性を確保し当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に設置した指名・報酬協議会※の諮問を受けた上で決定しております。

※指名・報酬協議会は、取締役会の諮問機関として社外取締役2名を含む4名で構成し、委員長は社外取締役が務めております。

候補者番号		氏名				現在の当社における地位
1	再任	すずき	たかし	鈴木	隆	代表取締役会長
2	再任	あわの	まなぶ	栗野	学	代表取締役社長
3	再任	さいとう	よしあき	齋藤	明	取締役
4	再任	かわごえ	こうじ	川越	浩司	取締役
5	再任	たなか	たつひこ	田中	達彦	取締役
6	再任	たかはし	みきお	高橋	幹男	取締役
7	新任	おおた	じゅんいち	太田	順一	—
8	再任	おがた	つよし	尾形	毅	取締役
9	再任	おおやま	まさゆき	大山	正征	社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
10	新任	はん	みのる	半田	稔	社外取締役候補者 独立役員 ー

候補者番号

1

すずき たかし
鈴木 隆

(1954年1月20日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
 2000年4月 同行推進部統轄課長兼開発課長
 2002年8月 同行推進部個人営業課長
 2003年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長
 2003年6月 同行取締役融資部長
 2005年6月 同行取締役企画部長
 2006年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括部長
 2006年6月 同行取締役総務部長
 2007年6月 同行常務取締役総務部長
 2008年6月 同行常務取締役
 2009年6月 同行代表取締役常務
 2012年10月 当社取締役
 2013年6月 当社代表取締役会長（現任）
 仙台銀行代表取締役頭取（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社仙台銀行代表取締役頭取（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 42,400株

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2012年10月当社の取締役就任ならびに2013年6月の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取り組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

2

あわの まなぶ
栗野 学

(1956年2月7日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
 1991年4月 同行企画部企画課長
 1999年6月 同行総合企画部長
 2001年6月 同行取締役総合企画部長
 2005年6月 同行専務取締役
 2005年10月 きらやかホールディングス取締役
 2007年5月 きらやか銀行専務取締役
 2007年6月 きらやかホールディングス専務取締役
 2008年2月 きらやか銀行代表取締役専務
 2008年4月 同行代表取締役頭取（現任）
 2008年6月 きらやかホールディングス代表取締役社長
 2012年10月 当社代表取締役社長（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社きらやか銀行代表取締役頭取（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 33,400株

【取締役候補者に関する特記事項】

栗野学氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2012年10月当社の代表取締役就任以来、県境を越えた地域金融グループの特徴作りと地域経済の復興・創生に向けた取り組みを継続的に指揮するなど、経営管理に卓越したリーダーシップを発揮しており、これらの経験に加え、公正かつ効率的に遂行できる知識、十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さいとう よしあき
齋藤 義明

(1959年1月8日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

齋藤義明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2013年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の市場部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
2002年8月 同行融資部融資統括課長
2004年4月 同行東部工場団地支店長
2005年4月 同行企画部主任調査役
2006年4月 同行業務監査部副部長兼監査課長
2009年4月 同行業務監査部長
2010年6月 同行取締役リスク統括部長
2011年6月 同行取締役本店営業部長
2013年6月 同行常務取締役
 当社取締役（現任）
2018年6月 仙台銀行代表取締役専務（現任）
(重要な兼職の状況)
 株式会社仙台銀行代表取締役専務（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 24,300株

候補者番号

4

かわごえ こうじ
川越 浩司

(1963年11月23日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

川越浩司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門を指揮するとともに、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
2007年5月 きらやか銀行営業本部法人営業部法人営業推進課長
2008年4月 同行経営企画部東京事務所長
2009年11月 同行経営企画部副部長兼東京事務所長
2010年4月 同行経営企画部長
2014年4月 同行執行役員寒河江支店長
2016年6月 同行執行役員経理部長
 当社経営戦略部長
2017年6月 きらやか銀行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長
2018年4月 同行常務執行役員当社経営戦略部長
2018年6月 同行取締役（現任）
 当社取締役総合企画部長兼経営戦略部長（現任）
(重要な兼職の状況)
 株式会社きらやか銀行取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式44,825株

候補者番号

5

たなか たつひこ
田中達彦

(1958年10月15日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

田中達彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2012年10月当社の取締役就任以来、特に子会社管理のリスク統括部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 日本興業銀行入行
 2002年3月 みずほコーポレート銀行産業調査部次長
 2005年10月 同行コンプライアンス統括部参事役
 2007年5月 同行コンプライアンス統括部管理室長
 2010年4月 きらやか銀行常務執行役員
 2010年6月 同行常務取締役
 2012年10月 当社取締役（現任）
 2016年6月 きらやか銀行代表取締役常務（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社きらやか銀行代表取締役常務（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 33,300株

候補者番号

6

たかはしみきお
高橋幹男

(1958年3月14日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

高橋幹男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2017年6月当社の取締役就任以来、特に子会社管理の融資部門を統括し、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
 2002年4月 同行総合企画部次長
 2003年10月 同行総務部長
 2004年6月 同行人財部長
 2007年5月 きらやか銀行人事部長
 2008年4月 同行人事総務部長
 2008年10月 同行営業統括部長
 2009年6月 同行執行役員営業統括部長
 2010年4月 同行執行役員中央営業部長
 2011年10月 同行執行役員営業統括部長
 2012年6月 同行取締役営業統括部長
 2013年4月 同行取締役営業本部長
 2015年6月 同行取締役営業本部長兼営業推進部長
 2016年6月 同行常務取締役
 2017年6月 同行代表取締役常務（現任）
 当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社きらやか銀行代表取締役常務（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 24,600株

候補者番号

7

新任
候補者

お お た じゅん い ち
太田 順一

(1959年10月19日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

太田順一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子銀行である仙台銀行の名取支店長をはじめ、市場金融部長の要職を歴任、2015年6月から当社ならびに子銀行の企画部長として経営手腕を発揮、経営者としての資質を備え、当社の事業発展に十分貢献できる人材であると判断したことから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	振興相互銀行（現仙台銀行）入行
2006年4月	同行リスク統括部コンプライアンス室長
2008年6月	同行利府支店長
2011年7月	同行名取支店長
2013年6月	同行市場運用部長
2013年10月	同行市場金融部長
2014年6月	同行取締役市場金融部長
2015年6月	同行取締役 当社取締役総合企画部長
2016年6月	当社取締役退任 仙台銀行取締役経営企画部長兼経理部長（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社仙台銀行取締役経営企画部長兼経理部長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 19,900株

候補者番号

8

お が た つよし
尾形 毅

(1966年1月30日生)



【取締役候補者に関する特記事項】

尾形毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月当社の取締役就任以来、グループの戦略等を立案する経営戦略部門、会社の運営・企画等を行う総合企画部門を統括し、リーダーシップを発揮するなど、経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験及び十分な社会的信用を有していることから取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	仙台銀行入行
2005年4月	同行企画部企画課長
2010年4月	同行企画部副部長兼企画課長兼経営管理室長
2012年10月	同行企画部長
2013年10月	同行経営企画部長兼経理部長
2015年6月	同行取締役経営企画部長兼経理部長
2016年6月	同行取締役本店営業部長
2018年6月	同行取締役（現任） 当社取締役総合企画部長（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社仙台銀行取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 12,000株

候補者番号

9

社外
取締役
候補者

独立
役員

お お や ま ま さ ゆ き
大山正征

(1943年8月26日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月 東北電力株式会社入社
2001年6月 同社取締役企画部長
2003年6月 同社常務取締役企画部長
2005年6月 同社取締役副社長
2006年9月 同社取締役副社長電力流通本部長
2009年6月 同社取締役副社長電力流通本部長退任
株式会社ユアテック取締役社長
2014年6月 同社取締役会長
2015年6月 同社相談役(現任)
2018年12月 当社取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

重要な兼職はありません。

所有する当社株式の数

普通株式 100株

【社外取締役候補者に関する特記事項】

大山正征氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7ヶ月であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

10

新任
候補者

社外
取締役
候補者

独立
役員

はん だ
半 田 **みのる**
稔

(1957年9月3日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 弁護士登録（山形県弁護士会）
半田稔法律事務所開設
半田稔法律事務所所長（現任）

2017年1月 山形県公害審査会会長（現任）

2017年2月 山形県弁護士協同組合理事長（現任）

2018年7月 山形県収用委員会会長（現任）

(重要な兼職の状況)

半田稔法律事務所所長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 一 株

【社外取締役候補者に関する特記事項】

半田稔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

新任
候補者ながさか
永坂

(1958年11月7日生)

たくみ
拓

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行

2004年4月 同行鶴が丘支店長

2004年8月 同行松陵支店長兼鶴が丘支店長

2005年10月 同行融資部主任調査役

2006年8月 同行総務部副部長兼総務課長

2010年8月 同行国分町支店長

2013年9月 同行融資部副部長

2015年6月 同行総務部長

2016年6月 同行監査部長

2018年6月 同行監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社仙台銀行監査役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 6,650株

【取締役候補者に関する特記事項】

永坂拓氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子銀行である仙台銀行の国分町支店長をはじめ、総務部長、監査部長の要職を歴任、実務経験に基づいた的確な提言や意見、ならびに公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できるものと判断したことから監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

新任
候補者

社外
取締役
候補者

独立
役員

いとうよしあき
伊藤吉明

(1950年7月21日生)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年11月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 会計士補登録
1981年3月	公認会計士登録
1983年9月	伊藤栄一公認会計士事務所入所
1983年11月	税理士登録
1988年7月	監査法人朝日新和会計社（有限責任あずさ監査法人）社員
1999年6月	朝日監査法人（有限責任あずさ監査法人）代表社員山形事務所長
2002年4月	山形県包括外部監査人
2002年7月	日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長
2007年7月	伊藤公認会計士事務所所長（現任）
2007年9月	山形県指定管理者審査委員会委員（現任）
2008年4月	山形地方最低賃金審議会委員（現任）
2009年4月	公立大学法人山形県立保健医療大学監事（現任）
2010年6月	きらやか銀行監査役
2012年10月	当社監査役（現任）
2016年6月	きらやか銀行監査役退任

(重要な兼職の状況)

伊藤公認会計士事務所所長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 11,000株

【社外取締役候補者に関する特記事項】

伊藤吉明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、公認会計士として培われた専門的な知識と経験を当社の監査に反映していただけるものと判断したためであります。

同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年9ヶ月であります。

同氏は過去に当社子会社の非業務執行役員（監査役）であったことがあります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の選任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

3

新任
候補者

社外
取締役
候補者

独立
役員

た か は し
高 橋

(1950年2月3日生)



たかし
節

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年4月 山形県庁入庁
2001年4月 同庁東京事務所長
2004年4月 同庁農林水産部長
2006年4月 同庁庄内総合支庁長
2008年7月 同庁健康福祉部長
2009年3月 同庁退庁
山形県副知事
山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長
2012年4月 同協会理事長
2013年3月 山形県副知事退任
2013年8月 株式会社モンテディオ山形代表取締役社長
2015年11月 同社代表取締役社長退任
2016年6月 当社監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

重要な兼職はありません。

所有する当社株式の数

普通株式 一 株

【社外取締役候補者に関する特記事項】

高橋節氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は社外取締役候補者であります。

同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、山形県において農林水産部長、健康福祉部長、副知事の要職を歴任され、その経歴を通じて培った経験と見識に基づき、公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できるものと判断したためであります。

同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の選任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の選任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

4

新任
候補者

社外
取締役
候補者

独立
役員

この
今野純一
の
じゅん
いち

(1952年3月24日生)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1975年4月 宮城県庁入庁
1997年4月 同庁商工労働部観光課長
1999年4月 同庁産業経済部観光課長
2001年4月 同庁総務部財政課長
2003年4月 同庁総務部次長
2004年4月 同庁産業経済部次長
2006年4月 同庁東京事務所長
2008年4月 同庁環境生活部長
2010年4月 同庁総務部長
2012年3月 同庁退庁
2012年4月 宮城県信用保証協会会長
2015年4月 宮城県住宅供給公社理事長
2019年3月 同団体理事長退任

(重要な兼職の状況)

重要な兼職はありません。

所有する当社株式の数

普通株式 一 株

【社外取締役候補者に関する特記事項】

今野純一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、宮城県において環境生活部長、総務部長の要職を歴任され、その経歴を通じて培った経験と見識に基づき、公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できるものと判断したためであります。

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏の間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の金銭による報酬等の額は、2015年6月24日開催の第3期定時株主総会において年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、現行どおり年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は12名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、現行どおり年額6千万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。本議案は、これに伴い、当社及び当社子会社（注1）の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）に係る当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、断りがない限り同じ。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて決定することについて、ご承認をお願いするものであります。具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額の内枠として、当社の取締役に対する本制度に係る報酬枠について、ご承認をお願いするものであります。本議案の内容は、2016年6月21日開催の第4期定時株主総会においてご承認いただいております本制度に係る報酬枠と実質的に同等であり、相当であると考えております。

現在、本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役を除く。）は10名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は8名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され定款変更の効力が生じること、及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

（注1）当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行

2. 本制度の内容及び報酬等の額

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて当社株式を取得し、本制度の対象となる当社及び当社子会社の取締役に対して給付する制度で、主な内容は以下のとおりとなります。なお、本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

(1) 本制度の対象者

- | |
|----------------------------------|
| ① 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） |
| ② 当社子会社の取締役（社外取締役を除く。） |

(2) 本制度の対象期間

連続する3事業年度を対象期間とし、当初対象期間は2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までとし、以降、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとに継続していきます。
--

(3) 当社が信託に拠出する金額（報酬枠）

原則として対象期間ごとに、110百万円（うち当社の取締役分として40百万円）を上限として信託に追加拠出していきます。（注2）（注3）

（注2）直前の対象期間において、信託内に残存する当社株式及び金銭があるときはそれら残存する資産（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価。）と追加拠出する金銭の合計を110百万円（うち当社の取締役分として40百万円）以内とします。

（注3）当社は、現在運営中の本制度に基づき、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度において、信託に46百万円（うち当社の取締役（社外取締役を除く。）分として17百万円）の金銭を拠出しております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、かかる信託は、受益者要件を満たす本制度の対象者を受益者とする信託として存続させることとします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数（参考）

取得方法	取引所市場を通じた方法等により取得
取得株式数（参考）	2019年3月31日の終値116円での取得を前提とした場合、上記(3)の上限額110百万円（うち当社の取締役分として40百万円）を原資として取得する株式数は、最大で948,200株（うち当社の取締役分344,800株）となります。

(5) 本制度の対象者に給付される当社株式等の数の算定方法

- ① 本制度の対象者には、事業年度ごとに、役位及び業績達成度等により定められた数のポイントが付与されます。（1ポイント＝当社普通株式1株）（注4）
- ② 退任時まで付与されたポイント合計に、退任事由に応じた係数（1を超えない。）を乗じて調整を行い、ポイント数を確定します。

（注4）当社株式に株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

(6) 当社株式等の給付

本制度の対象者には、退任時に上記(5)のポイント合計に相当する当社株式を信託から給付します。（注5）

（注5）ただし、一定の要件を満たす場合には、ポイント合計の一部につき、当社株式に代えて、当社株式を時価で換算した金銭にて給付します。

以 上

<ご参考>

当社は、社外取締役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

○社外取締役の独立性判断基準

1. (1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
(2)その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
(3)当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1)当社または中核子会社（注4）を主要な取引先（注5）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
(2)当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
(3)当社または中核子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）をいう。

（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

（注4）「中核子会社」とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行をいう。

（注5）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

添付書類

第7期 (2018年4月1日から
2019年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）及び株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）を含む連結子会社6社及び関連会社（持分法適用会社）1社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、リース業務及びコンサルティング業務等の幅広い金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、輸出や生産の一部に弱さもみられましたが、企業収益の高水準等を背景とした設備投資の増加及び雇用情勢の改善等から、緩やかな景気回復の動きがみられました。一方で米国の政策動向に伴う影響や中国経済の減速、地政学的リスク等により先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループの営業エリアである宮城県経済は、東日本大震災の発生から8年が経過し、復興復旧工事を中心に公共投資が減少の動きとなっている等、一部に弱い動きが見られるものの経済活動は概ね高水準で推移する等、緩やかな回復基調となりました。また、山形県経済は、個人消費は力強さに欠けるものの、雇用情勢は着実に改善しており、鉱工業生産も含め緩やかな回復の動きがみられました。

金融面では、世界経済の下振れ懸念により米国債利回りが低下したこと等を受け、低金利水準が継続となりました。日経平均株価は、2018年10月に約27年ぶりの高値となる局面もありましたが、米中貿易摩擦や世界景気の減速懸念を背景に株安が進み、2018年12月には一時2万円割れの水準まで下落しました。為替相場は、円高ドル安が進展する局面も見られましたが、年度を通して横ばいの推移となりました。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

このような環境のもと、当社では、設立当初より「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」という経営理念のもと、宮城と山形をつなぐ活動はもとより、他県の金融機関との連携も深め、着実に進化、発展を遂げてまいりました。

当連結会計年度においては、県境を越えた地域金融グループの特徴を最大限発揮し、グループ間のビジネスマッチング提案の質の向上、外部専門家・提携企業との連携の多様化を進めることにより、顧客本位の本業支援の実現、地域経済の発展・地方創生に貢献してまいりました。また、子銀行の事務集中業務の集約化やグループ内での人材交流の実施によるノウハウの共有、グループ内共通イントラネットの運用を開始する等、グループ全体で組織・業務運営体制の効率化・合理化を推し進めてまいりました。

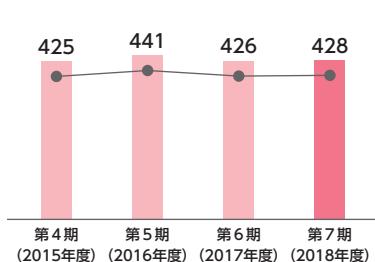
当連結会計年度における当社グループの経常収益は、有価証券利息配当金が減少したものの、その他経常収益が増加したこと等から、前連結会計年度比1億83百万円増加の428億50百万円となりました。

経常費用は、営業経費が減少したものの、株式等売却損が増加したこと等から前連結会計年度比13億8百万円増加の402億58百万円となりました。その結果、経常利益は、前連結会計年度比11億24百万円減少の25億92百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比13億87百万円減少の16億30百万円となりました。

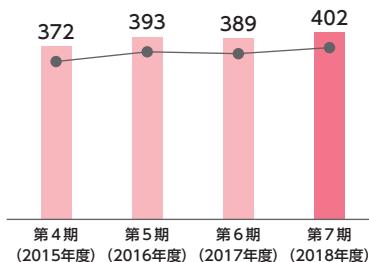
当連結会計年度末の連結財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比246億円減少の2兆5,031億円、純資産は、前連結会計年度末比2億円増加の1,157億円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、中小企業等貸出金の増加等から前連結会計年度末比407億円増加の1兆7,627億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金が増加したこと等から、前連結会計年度末比164億円減少の2兆3,168億円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向に留意しながら効率的な資金運用に努めたこと等から、前連結会計年度末比867億円減少の5,036億円となりました。

連結経常収益 (単位：億円)



連結経常費用 (単位：億円)



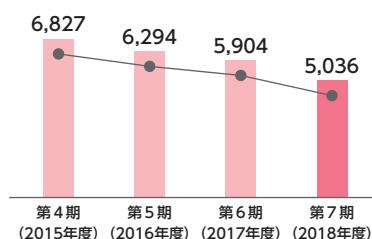
貸出金 (単位：億円)



預金等（譲渡性預金を含む） (単位：億円)



有価証券 (単位：億円)



なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下のとおりとなりました。
【きらやか銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		2017年度	2018年度	増減
損益	経常収益	216	210	△5
	コア業務粗利益	181	168	△13
	コア業務純益	29	25	△3
	経常利益	24	17	△7
	当期純利益	19	10	△9
主要勘定残高 (末残)	総資産	14,228	13,885	△343
	預金等（譲渡性預金を含む）	12,920	12,643	△277
	総預かり資産	1,153	1,175	21
	貸出金	10,209	10,315	105
	有価証券	2,621	2,244	△376

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

【仙台銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		2017年度	2018年度	増減
損益	経常収益	157	161	4
	コア業務粗利益	122	122	△0
	コア業務純益	15	16	0
	経常利益	18	10	△8
	当期純利益	15	8	△6
主要勘定残高 (末残)	総資産	10,987	11,102	114
	預金等（譲渡性預金を含む）	10,441	10,561	120
	総預かり資産	922	1,019	96
	貸出金	7,025	7,342	316
	有価証券	3,314	2,828	△485

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 企業集団の対処すべき課題

震災から8年が経過し、災害公営住宅の整備や防災集団移転促進事業は順調に推移し、また、観光集客施設や農林水産物直売所等の新たな施設が各地で完成する等、復興に向けたまちづくりは着実に進んでおります。一方で、被災された方々の心のケアや地域コミュニティの再生支援等、中長期的に取り組むべき課題も存在します。

当グループは、発足直後から「本業支援」に組織的・継続的に取り組み、その成果は地域社会から一定の評価を受けております。しかし、人口減少等を背景とした地方・地域市場規模の縮小、低金利環境と銀行間競争、AI・FinTechによる将来的な業務形態、他業種参入による金融ビジネスの変革等、当グループを取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想されます。

このような中で、2018年4月からスタートした3カ年の「新中期経営計画」では、前中期経営計画から更に一步踏み込んだ「顧客本位の本業支援」と「統合効果の発揮」をキーワードとし、本業支援を核とする持続可能なビジネスモデルの確立と、グループ業務運営体制の再構築による効率化・合理化を目指してまいります。

2019年度は、中期経営計画の2年目として、取り組みの成果を具体的に示す年度と位置づけており、安定的な収益基盤の確保に加え、ガバナンス態勢・リスク管理態勢の強化を実現すべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

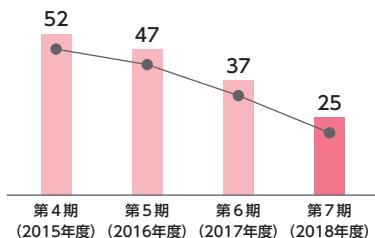
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

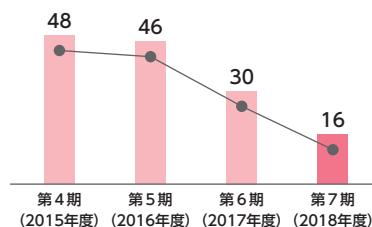
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	425	441	426	428
経常利益	52	47	37	25
親会社株主に帰属する当期純利益	48	46	30	16
包括利益	△8	21	11	13
純資産額	1,146	1,156	1,155	1,157
総資産	25,250	25,705	25,277	25,031

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

経常利益 (単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
営業収益	17	18	17	16
受取配当額	13	13	12	12
銀行業を営む子会社	13	13	12	12
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	1,345百万円	1,331百万円	1,268百万円	1,265百万円
1株当たり当期純利益	円 銭 5 57	円 銭 5 70	円 銭 5 53	円 銭 5 64
総資産	1,032	1,032	953	954
銀行業を営む子会社株式等	935	935	935	935
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

なお、自己株式数には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を加算しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	1,706人	69人	1,679人	70人

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

株式会社きらやか銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
山 形 県	店 うち出張所 99 (ー)	店 うち出張所 99 (ー)
宮 城 県	7 (ー)	7 (ー)
福 島 県	1 (ー)	1 (ー)
秋 田 県	2 (ー)	2 (ー)
新 潟 県	5 (ー)	5 (ー)
東 京 都	2 (ー)	2 (ー)
埼 玉 県	1 (ー)	1 (ー)
合 計	117 (ー)	117 (ー)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を141か所設置しております。

株式会社仙台銀行

	当 年 度 末	前 年 度 末
宮 城 県	店 うち出張所 72 (4)	店 うち出張所 72 (4)
合 計	72 (4)	72 (4)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を94か所設置しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	603	—	603

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	(株) きらやか銀行	店舗新築・改修等	92
	(株) 仙台銀行	店舗新築・改修等	360

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀行業	2007年 5月7日	百万円 22,700	100.00%	—
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀行業	1951年 5月25日	百万円 22,485	100.00%	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県山形市	事務受託業務	1981年 1月23日	百万円 10	100.00%	—
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、 信用保証業務	1988年 8月1日	百万円 30	100.00%	—
きらやかリース株式会社	山形県山形市	リース業務	1975年 5月22日	百万円 80	95.00%	—
きらやかコンサルティング& パートナーズ株式会社	山形県山形市	コンサルティング・ベン チャーキャピタル業 務	1996年 4月3日	百万円 30	55.00%	—
株式会社富士通山形 インフォテクノ	山形県山形市	コンピューターシス テム開発・保守・ 運用受託業務	1974年 10月31日	百万円 60	49.00%	—

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。

3. 株式会社富士通山形インフォテクノは、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2018年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 隆	代表取締役会長	(株)仙台銀行代表取締役頭取	—
粟野 学	代表取締役社長	(株)きらやか銀行代表取締役頭取	—
斎藤 義明	取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	—
田中 達彦	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
佐藤 彰	取締役	(株)仙台銀行代表取締役常務	—
高橋 幹男	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
香川 利則	取締役	(株)仙台銀行常務取締役	—
紺野 富男	取締役	(株)きらやか銀行常務取締役	—
尾形 毅	取締役 役員 総合企画部長	(株)仙台銀行取締役	—
川越 浩司	取締役 役員 総合企画部長 兼 経営戦略部長	(株)きらやか銀行取締役	—
内藤 和暁	取締役 (社外)	古澤・内藤法律事務所弁護士	—
大山 正征	取締役 (社外)	—	—
早坂 正代	常勤監査役	(株)仙台銀行監査役	—
伊藤 吉明	監査役 (社外)	伊藤公認会計士事務所所長	—
三浦 俊一	監査役 (社外)	—	—
高橋 節	監査役 (社外)	—	—
当事業年度中に退任 (辞任) した役員			
御園生 勇郎	常務取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	2018年6月26日退任
坂本 行由	常務取締役	—	2018年6月26日退任
高橋 博	取締役	(株)仙台銀行代表取締役常務	2018年6月26日退任
早坂 徳四郎	取締役	(株)きらやか銀行常務取締役	2018年6月26日退任
熊谷 満	取締役 (社外)	—	2018年6月26日退任
熊谷 廣安	常勤監査役	(株)仙台銀行監査役	2018年6月26日辞任

- (注) 1. 取締役の内藤和暁氏及び大山正征氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の内藤和暁氏及び大山正征氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役の伊藤吉明氏、三浦俊一氏及び高橋節氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役の伊藤吉明氏、三浦俊一氏及び高橋節氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役の伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に退任 (辞任) した役員 の 地位 及び 重要な 兼職 は 退任 時 の も の で あり ます。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	17名	71
監査役	5名	23
合計	22名	95

(注) 1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の報酬限度額については、2015年6月24日開催の第3期定時株主総会において、年額1億8千万円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)と決議いただいております。また、2016年6月21日開催の第4期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内と決議いただいております。

監査役の報酬限度額については、2013年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。

3. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役(社外取締役3名を除く)14名に対する業績連動型株式報酬に係る費用計上額2百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等でない取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役と締結した責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
内 藤 和 暁	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
大 山 正 征	
伊 藤 吉 明	
三 浦 俊 一	
高 橋 節	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
内藤和暁 (取締役)	古澤・内藤法律事務所弁護士
大山正征 (取締役)	—
伊藤吉明 (監査役)	伊藤公認会計士事務所所長
三浦俊一 (監査役)	—
高橋節 (監査役)	—

(注) 社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
内藤和暁 (取締役)	3年 9ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席しております。	取締役会において、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
大山正征 (取締役)	4ヶ月	就任後開催の取締役会6回のすべてに出席しております。	取締役会において、企業経営者として培った豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
伊藤吉明 (監査役)	6年 6ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、監査役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査役会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
三浦俊一 (監査役)	4年 9ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、監査役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査役会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
高橋節 (監査役)	2年 9ヶ月	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、監査役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査役会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6名	22	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

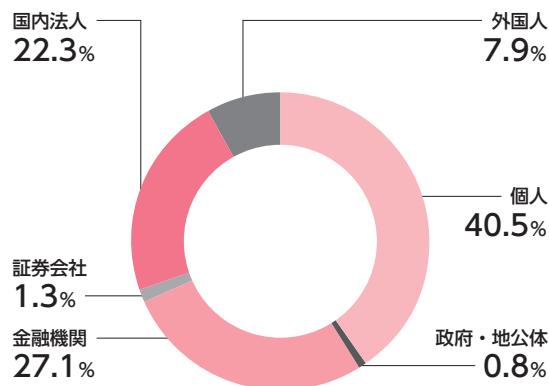
4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

① 発行可能株式総数	1,600,000千株
うち	
普通株式	1,600,000千株
B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	200,000千株
D種優先株式	200,000千株

② 発行済株式の総数	
普通株式	178,867千株
(うち自己株式9千株)	

普通株式 所有者別の株式保有比率 (注) 自己株式を除く



B種優先株式	130,000千株
C種優先株式	100,000千株
D種優先株式	50,000千株

③ 当年度末株主数	
普通株式	15,421名
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	1名

(2) 大株主

普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,634 千株	4.82 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,724	3.20
きらやか銀行行員持株会	5,167	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,056	2.82
株式会社みずほ銀行	3,025	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,610	1.45
三井住友海上火災保険株式会社	2,485	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,184	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,808	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,655	0.92

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式9千株を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式187,300株を加算しておりません。

② B種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	130,000 千株	100.00 %

③ C種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	100,000 千株	100.00 %

④ D種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	50,000 千株	100.00 %

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅原 和 信	16	—
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野 功		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保澤 和 彦		

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。
 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、104百万円であります。
 4. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
 5. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
- (2) 責任限定契約
該当事項はありません。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

- ① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。
 - ロ 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。
 - ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。
 - ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
 - ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。
 - ヘ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。
 - ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
 - ハ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。
 - ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

- ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
- ロ 取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
- ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる。
- ⑦ 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告する。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。

- ロ 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該監査役会へ報告する。
- ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社が整備している内部統制システムにおける当期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の運用状況の概要は、以下のとおりです。
- ① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定している。
- ロ 当社は、取締役を委員とし、グループコンプライアンス委員会を設置、監査役も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。
- ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理している。
- ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会へ報告した。
- ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築している。

へ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定している。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築している。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定している。

ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行っている。

ハ 当社は、取締役を委員とし、グループリスク管理委員会を設置、監査役も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。

ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なりスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なりスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築している。

ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、適時適切に報告したとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役12名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、当期は19回開催した。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項としている。

当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行っている。

ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定している。

ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保している。

ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行っている。

- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導している。
- へ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行っている。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる体制を確保している。
なお、当期は、「補助者」を配置している。
- ⑦ 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとしている。
- ⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会へ報告できる体制を確保している。また、監査役会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる体制を確保している。
ロ 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該監査役会へ報告できる体制を確保している。
ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならない体制を確保している。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する体制を確保している。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を確保している。
- ⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、子会社の監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行っている。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、きらやか銀行と仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」を経営理念に掲げ、宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄にグループ役職員が一丸となって取り組んでおります。

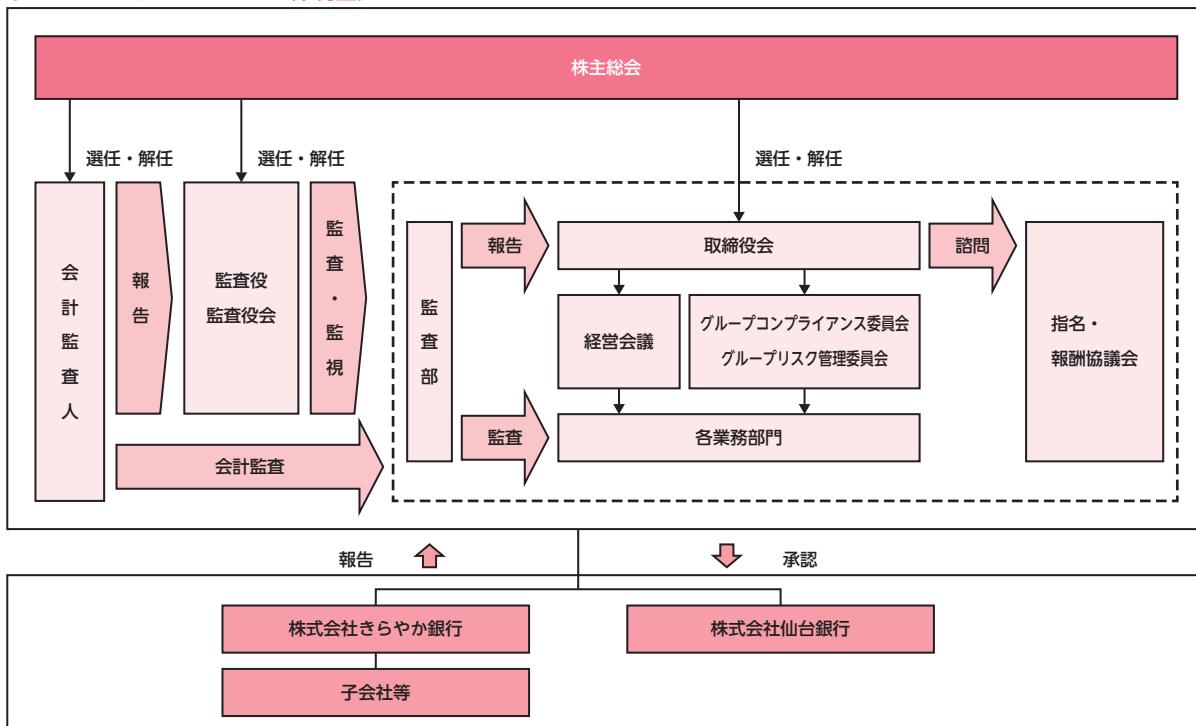
同時に地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚した上で、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役会設置会社の制度を採用し、監査役会による監査機能を活用するとともに、当社から独立した立場にある社外取締役を複数名選任し、取締役会の独立性を高めるとともに、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、透明性が高く、公正で健全な経営の実践に努めており、経営の健全性確保に十分な役割を果たすものと考えております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監査に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額（百万円）
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	58,676
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	34,889

（注） 当事業年度末日における当社の総資産額は、95,469百万円であります。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第7期末（2019年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	162,496	預 金	2,163,781
買 入 金 銭 債 権	985	譲 渡 性 預 金	153,033
商 品 有 価 証 券	2	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	43,500
有 価 証 券	503,697	借 用 金	9,210
貸 出 金	1,762,749	外 国 為 替	14
外 国 為 替	276	そ の 他 負 債	8,095
リース債権及びリース投資資産	11,782	賞 与 引 当 金	335
そ の 他 資 産	32,239	退 職 給 付 に 係 る 負 債	83
有 形 固 定 資 産	24,424	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	319
建 物	8,889	偶 発 損 失 引 当 金	52
土 地	13,876	繰 延 税 金 負 債	861
建 設 仮 勘 定	9	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,589
その他の有形固定資産	1,648	支 払 承 諾	6,526
無 形 固 定 資 産	1,665	負 債 の 部 合 計	2,387,404
ソ フ ト ウ ェ ア	1,290	（ 純 資 産 の 部 ）	
の れ ん	96	資 本 金	17,000
その他の無形固定資産	278	資 本 剰 余 金	67,138
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,704	利 益 剰 余 金	27,938
繰 延 税 金 資 産	3,955	自 己 株 式	△29
支 払 承 諾 見 返	6,526	株 主 資 本 合 計	112,047
貸 倒 引 当 金	△10,368	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	578
資 産 の 部 合 計	2,503,137	土 地 再 評 価 差 額 金	3,464
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△717
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,325
		非 支 配 株 主 持 分	360
		純 資 産 の 部 合 計	115,732
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,503,137

第7期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経	常 収 益	42,850
資	金 運 用 収 益	26,607
	貸 出 金 利 息	21,689
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,719
	コールローン利息及び買入手形利息	0
	預 け 金 利 息	120
	そ の 他 の 受 入 利 息	78
役	務 取 引 等 収 益	5,735
そ	の 他 業 務 収 益	1,701
そ	の 他 経 常 収 益	8,805
	償 却 債 権 取 立 益	43
	株 式 等 売 却 益	2,465
経	そ の 他 の 経 常 収 益	6,296
資	常 費 用	40,258
	金 調 達 費 用	657
	預 金 利 息	522
	譲 渡 性 預 金 利 息	55
	コールマネー利息及び売渡手形利息	△29
	借 用 金 利 息	74
	そ の 他 の 支 払 利 息	33
役	務 取 引 等 費 用	3,488
そ	の 他 業 務 費 用	1,513
営	そ の 他 経 常 費 用	26,062
そ	の 他 経 常 費 用	8,536
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18
	そ の 他 の 経 常 費 用	8,517
経	特 常 別 利 益	2,592
特	固 定 資 産 処 分 益	113
	固 定 資 産 損 失	382
	減 損 損 失	285
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,323
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	426
法	人 税 等 調 整 額	187
当	期 純 利 益	614
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,709
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	78
		1,630

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,000	67,138	27,362	△34	111,465
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,162		△1,162
親会社株主に帰属する当期純利益			1,630		1,630
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		5	5
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			108		108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	576	5	581
当 期 末 残 高	17,000	67,138	27,938	△29	112,047

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	935	3,572	△834	3,673	387	115,526
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,162
親会社株主に帰属する当期純利益						1,630
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						5
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△356	△108	117	△347	△27	△375
当 期 変 動 額 合 計	△356	△108	117	△347	△27	206
当 期 末 残 高	578	3,464	△717	3,325	360	115,732

第7期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,598	未払金	0
貯蔵品	0	未払費用	0
前払費用	3	未払法人税等	2
未収収益	0	未払消費税等	1
未収入金	256	未払配当金	44
その他	3	預り金	1
流動資産合計	1,863	その他	5
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	56
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	
工具、器具及び備品	6	その他	4
有形固定資産合計	6	固 定 負 債 合 計	4
無 形 固 定 資 産		負 債 の 部 合 計	60
ソフトウェア	23	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産合計	23	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	17,000
関係会社株式	93,566	資 本 剰 余 金	
敷金	7	資本準備金	15,500
繰延税金資産	3	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	93,576	資 本 剰 余 金 合 計	76,368
固 定 資 産 合 計	93,606	利 益 剰 余 金	
資 産 の 部 合 計	95,469	その他利益剰余金	2,069
		繰越利益剰余金	2,069
		利 益 剰 余 金 合 計	2,069
		自 己 株 式	△29
		株 主 資 本 合 計	95,408
		純 資 産 の 部 合 計	95,408
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	95,469

第7期 (2018年4月1日から) (2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
手 数 料 収 入	394
受 取 配 当 金	1,252
営 業 収 益 合 計	1,646
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	382
営 業 費 用 合 計	382
営 業 利 益	1,263
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 家 賃	7
雑 収 入	2
営 業 外 収 益 合 計	9
営 業 外 費 用	
雑 損 失	0
営 業 外 費 用 合 計	0
経 常 利 益	1,272
税 引 前 当 期 純 利 益	1,272
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3
法 人 税 等 調 整 額	3
法 人 税 等 合 計	7
当 期 純 利 益	1,265

第7期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 計
		資本準備金	その他 剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰上 り利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当 期 首 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	1,966	1,966	△34	95,300	95,300
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△1,162	△1,162		△1,162	△1,162
当 期 純 利 益					1,265	1,265		1,265	1,265
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0			5	5	5
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	103	103	5	108	108
当 期 末 残 高	17,000	15,500	60,868	76,368	2,069	2,069	△29	95,408	95,408

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野功	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保澤和彦	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野功	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保澤和彦	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社 じもとホールディングス 監査役会

常勤監査役 早坂正代 ㊟
社外監査役 伊藤吉明 ㊟
社外監査役 三浦俊一 ㊟
社外監査役 高橋節 ㊟

以上

CSRへの取り組み

◆◆ 震災復興と地域活性化に向けて ～震災復興感謝祭開催～

2018年10月、きらやか銀行と仙台銀行は、東日本大震災復興支援ならびに地元地域活性化を目的として、『じもとまつりin山形2018～震災復興感謝祭～』を開催しました。

震災復興支援の一環として行ってきた本取組は、今回で7回目の開催となりました。山形市等が主催する『街なか賑わいフェスティバル2018』との連携により、山形・宮城の食材や商品の魅力を多くの方々感じていただけるよう取り組みました。



じもとまつりin 山形2018～震災復興感謝祭～

◆◆ きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞の贈呈

きらやか産業賞は、技術や経営の革新・国際化・教育訓練の面で特に優れた実績を上げている県内の中小企業と団体・個人を顕彰しており、2018年度で30回目を数えます。ベンチャービジネス奨励賞は、特に将来性があり、新技術・新製品などの研究開発を行う中小企業と関連団体・研究成果による起業を予定している個人・団体を顕彰しており、2018年度で23回目を数えます。

今後もきらやか産業賞及びベンチャービジネス奨励賞を継続し、地元産業活性化に取り組んでまいります。



きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞贈呈式

◆◆ 一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金の活動

一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金（理事長 粟野学 きらやか銀行頭取）では、教育・学術の振興及び社会福祉施設、交通安全施設、生活環境の拡充整備等に係る助成を行い、1975年3月の設立以来、県内の保育施設・学校・社会福祉法人等を対象に地域貢献活動を行っております。

なお、当財団では育英会事業も行っており、今後更に活動を広げ、地域社会に貢献してまいります。



校舎建て替えに合わせ、施設拡充のため小学校にテント1張を寄贈

◆◆ 地域のスポーツ振興に貢献 ～きらやか銀行硬式野球部の活動～

学生への強化指導

スポーツを通じた地域活性化と青少年の健全な育成を図る活動の一環として、オフシーズンには中学生・高校生を対象とした強化指導を行っております。2018年10月には、きらやかスタジアム（山形市総合スポーツセンター野球場）で行われた「第11回山形市民スポーツフェスタ」において合同練習会を開催し、約160名の中学生が参加しました。



合同練習会において、中学生向けに技術指導を行う硬式野球部

きらやか銀行杯リトルリーグ開催

きらやか銀行が協賛している「きらやか銀行杯リトルリーグ野球山形大会」は、2018年度で35回目の開催となりました。



2018年度「きらやか銀行杯リトルリーグ野球山形大会」開会式

CSRへの取り組み

◆◆ 公益信託「仙台銀行まちづくり基金」助成先と連携し仙台銀行職員が植樹祭へ参加

仙台銀行は、公益信託「仙台銀行まちづくり基金」の助成先である「森の防潮堤協会」と連携し、同協会が主催する植樹祭へ参加しました。

2018年度は、東日本大震災からの地域復興や、まちづくりに取り組む宮城県内の団体等27先に、総額2,889,200円の助成を決定いたしました。1992年6月の創設以来の助成累計実績は173先、20,789,200円となります。



仙台銀行まちづくり基金助成金贈呈式



森の防潮堤協会主催「植樹祭」への参加

◆◆ 2018年度「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業表彰」最優秀賞を受賞

仙台銀行は、宮城県が実施する2018年度「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業表彰」において、最優秀賞の企業に選定されました。企業主導型保育施設の設置や有給休暇の取得促進などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みや女性活躍推進に向けた取り組みが評価され、受賞に至ったものです。

仙台銀行は、働きがいと働きやすさを両立する組織を作ることで企業力を高め、「人で勝負する銀行」を目指してまいります。

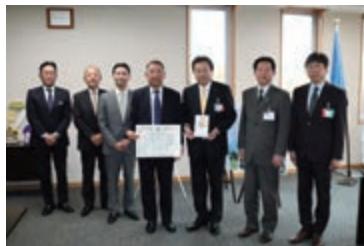


いきいき男女・にこにこ子育て応援企業授賞式

◆◆ 「仙台銀行じもと応援私募債」取り扱い開始

仙台銀行は、2018年8月より「仙台銀行じもと応援私募債」の取り扱いを開始しました。本商品は、私募債の発行に際し、発行企業さまが支払う手数料の一部を仙台銀行が優遇し、発行企業さまがその資金を原資に物品等を学校や地方公共団体等へ寄贈するものです。

仙台銀行は、多様化する資金ニーズにお応えするとともに、地元企業の社会貢献活動を積極的に応援してまいります。



宮城県富谷市へ寄贈

◆◆ 仙台市市民文化事業団が主催するロビーコンサートへ協賛

仙台銀行は、施設命名権を取得している「仙台銀行ホール イズミティ21」において、2018年11月に仙台市市民文化事業団が主催するロビーコンサートへ協賛いたしました。コンサートでは仙台ゆかりの音楽家による演奏が行われ、美しいハーモニーが会場いっぱいに響きわたりました。

仙台銀行は、今後も地域の皆さまの文化活動を支援してまいります。



ロビーコンサートの演奏模様

中継会場ご案内図

- 中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

会 場／山形市旅籠町三丁目2番3号

中継会場電話

きらやか銀行本店 3階大会議室 (023)631-0001

※無料駐車場「テレパーク」を準備しております。



株主総会会場ご案内図

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

会 場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
仙台銀行本店 9階講堂

当社電話

(022) 722-0039



最寄りの駅

J R 線	仙台駅から徒歩	約11分
JR 仙石線	あおば通駅から徒歩	約6分
仙台市営地下鉄	仙台駅から徒歩	約7分
	青葉通一番町駅から徒歩	約1分
山形仙台間高速バス	仙台駅前から徒歩	約8分